

愛知県中央支部が開催する公式戦におけるグラウンド経費について、各グラウンド担当チームが請求する各項目毎の使用料は、下記の費用に統一したいと思います。

① グラウンド使用料

- (1) 公営球場については、各自治体で決められている球場使用料とする。
通常、石灰・砂等は常備されているが、常備されていない球場については別途相談下さい。
- (2) 各チームの専用グラウンドについては、一律10,000円/日とする。
試合都合により、「午前中のみ」「午後のみ」の場合については、5,000円とする。
石灰・砂代等の費用については、グラウンド使用料に含むものとする。
- (3) 領収書は、公営球場は自治体の領収書、チーム専用グラウンドについては「グラウンド担当チーム」発行の領収書「(公財) 日本少年野球連盟 愛知県中央支部」名義として下さい。

② 昼食

- (1) 愛知県中央支部のみの場合（プライド旗・SSK旗・ツボイススポーツ杯・ミズノ旗等）については、支部役員、チーム責任者、常任審判、予備（1～2個）の個数分を用意してください。
- (2) 他支部の参加がある場合（東邦ガス旗・ゼット旗・ローリングス旗・ツボイススポーツ杯小学部等）については、支部役員、常任審判、予備（1～2個）の個数分を用意してください。
- (3) 当日の配置人数については、約1週間前に支部より担当チームへ連絡します。
- (4) 金額については、税込700円/個以内とする。
- (5) 領収書は購入店舗発行で「(公財) 日本少年野球連盟 愛知県中央支部」宛として下さい。
(軽減税率対象品、税率が明記してあるもの)

③ 飲物代・茶菓子・備品代等について

- (1) 支部役員・代表・審判等の飲物・茶菓子の用意をしてください。
- (2) 費用については、基準金額までの実費を支払います。
【6月～9月】3試合以上実施：4,200円/日までの実費
1及2試合実施：3,150円/日までの実費
【10月～5月】3試合以上実施：3,150円/日までの実費
1及2試合実施：2,200円/日までの実費
- (3) 領収書は購入店舗発行で「(公財) 日本少年野球連盟 愛知県中央支部」宛として下さい。
(軽減税率対象品、税率が明記してあるもの)

④ コロナ対策等消毒用費用について

- (1) コロナウイルス感染拡大防止策として、消毒用アルコール等を用意してください。
- (2) 費用は、試合数に限らず基準金額：1,100円/日までの実費を支払います。
- (3) 領収書は購入店舗発行で「(公財) 日本少年野球連盟 愛知県中央支部」宛として下さい。
(軽減税率対象品、税率が明記してあるもの)

⑤ その他について

- (1) 高校のグラウンド借用時には3,000円～5,000円程度の手土産をお渡し下さい。
領収書は購入店舗発行で「(公財) 日本少年野球連盟 愛知県中央支部」宛として下さい。
(軽減税率対象品、税率が明記してあるもの)
- (2) その他の経費が発生する場合事前に別途相談下さい。
- (3) 大会終了後速やかに、グラウンド担当経費明細報告書と領収書を提出してください。
- (4) 書類を送られる方は、レターパック等で送ってください。レターパック等の費用も請求に含めて頂いて結構です。その場合、領収書を添付してください。

愛知県中央支部 会計部長 加藤剛司 以上